平成２１年（フ）第７８５号
愛媛県松山市来住町455番地　サラダ館202号
債務者　山崎　功一
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７８６号
愛媛県松山市来住町455番地　サラダ館202号
債務者　山崎　百恵
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第７９３号
愛媛県松山市竹原３丁目５番42号
債務者　野口紀美子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６号
愛媛県今治市天保山町３丁目１番地３
債務者　柿　　隆哉
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２１年（フ）第５２３号
宮崎市生目台東３丁目20番地１　県営住宅７棟27号
債務者　田﨑　　嬢
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２７５号
宮崎県北諸県郡三股町大字蓼池3720番地16
債務者　甲斐　博美
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第２８６号
宮崎県都城市鷹尾４丁目13街区５号
債務者　福地　琴美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２１年（フ）第１７２号
鹿児島県霧島市溝辺町有川626番地53
債務者　今吉　久子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２１年（フ）第１３６号
岩手県北上市黒沢尻３丁目４番５号シャトー北上205号
債務者　菊地久美子
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２１年（フ）第１７６号
茨城県取手市井野台５丁目11番10―102号
債務者　黒澤　道明
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１９８号
茨城県牛久市さくら台１丁目27番地３　ジュンハイツ202号
債務者　葦田　剛司
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第２００号
茨城県牛久市女化町332番地
債務者　小野ゆう子（旧姓諸岡・草野）
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第２０４号
茨城県取手市戸頭６丁目12番29―102号
債務者　小池　祐一
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第１００６６号
大阪市淀川区十八条２丁目14番１号
債務者　川﨑　眞理
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１９３号
大阪市生野区新今里１丁目10番５号　第一五十鈴マンション205号
債務者　上田よしえこと上田美枝こと　金　綾子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１１７４号
兵庫県西宮市名塩さくら台３丁目14番地30、前住所地兵庫県伊丹市下河原１丁目11番21号アシェットＩＢ102号
債務者　上江　　茜
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１７６号
兵庫県尼崎市元浜町１丁目21番地の１　レジデンス武庫川103
債務者　宮本　　忍（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係